

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 濱田 洋

1 日 時

平成30年3月6日（火） 午前10時50分から
午前11時57分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

濱田洋、戸高賢史、志村学、御手洗吉生、近藤和義、羽野武男、平岩純子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 中島英司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分、第58号議案から第60号議案まで及び第65号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 九州北部豪雨災害及び台風第18号災害に係る復旧・復興推進計画の進捗状況について、水産試験研究体制等の見直し方針の決定について及び農林水産部関係組織改正の概要についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

農林水産委員会次第

日時：平成30年3月6日（火）本会議終了後

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）
（本委員会関係部分）

第 58号議案 平成29年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算
（第1号）

第 59号議案 平成29年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

第 60号議案 平成29年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第1号）

第 65号議案 平成29年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担に
ついて

(2) 諸般の報告

①九州北部豪雨災害及び台風第18号災害に係る復旧・復興推進計画の進捗状況につい
て

②水産試験研究体制等の見直し方針の決定について

③農林水産部関係組織改正の概要について

④大分県みかん園検査条例の改正について

⑤県民の森の利用促進について

⑥クロマグロ漁獲可能量制度の開始について

⑦マリンカルチャーセンターの利用休止について

(3) その他

3 協議事項

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

濱田委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案5件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第53号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

なお、本案と関連がありますので、諸般の報告の①九州北部豪雨災害及び台風第18号災害に係る復旧・復興推進計画の進捗状況について及び②水産試験研究体制等の見直し方針の決定についてをあわせて報告願います。

中島農林水産部長 おはようございます。私から、まず最初に一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、さきの常任委員会の後に「ベリーツ」であるとか、「甘太くん」であるとか、そういったところに現地調査に行っていたいただき、生産者に激励いただきまして大変ありがとうございました。また、先月の21日には台風第18号の被災地を視察されて、直接また関係者の方々にお言葉をおかけいただきました。現地を見ていただいて分かるとおおり、なかなか難しい工事もございます。関係者一同創意工夫いたしまして、少しでも早い復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援、御協力のほどお願いいたします。

それでは、内容等につきましては担当課長から説明をさせたいと思います。

安藤農林水産企画課長 九州北部豪雨災害及び台風第18号災害からの早期復旧を目指し、被災市と連携して作成いたしました復旧・復興推進計画の進捗状況について御説明いたします。

まず、九州北部豪雨についてです。お手元に配布しております資料のうち、平成29年7月九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状

況と書かれた資料を御覧ください。

表紙の一番下の日付にありますとおり、2月12日時点で取りまとめたもので、農林水産部関係は目次のⅡの1農林水産業の再建と、Ⅳの2農地・農業用施設等の復旧から4その他施設の復旧にかけて記載しております。

5ページをお願いいたします。ここから7ページにかけまして、農林水産業の経営面の再建支援についてまとめております。まず、5ページが一番上Ⅱの1（1）農業者への再建支援でございます。県では被災後速やかに相談窓口を設け、経営や営農の相談に応じており、②の二つ目の白マルの表のとおり、無利子の資金の貸付け実績が8件、その下の農業共済制度では主食用米や畜産、園芸施設について支払が完了しております。

6ページが一番上の白マルを御覧ください。倒壊した園芸ハウス等の復旧に係る支援でございます。表にありますとおり、これまでに、日田市を中心に289件の補助申請が予定されており、このうち248件については年度内に復旧が完了する見込みとなっております。残りの41件についても、河川改良工事との連携等を図りながら、早期の復旧に努めてまいります。この他にも、三つ目の白マルの畜産関係では、被災した施設の復旧のほかに、乳房炎を発症した乳牛の更新等の支援を行っており、畜産関係被害については、全て年度内に復旧する見込みとなっております。

④を御覧ください。復旧とあわせて生産基盤の強化を図りたいという産地の要望に対する支援も行っております。とりわけ、日田市では日田梨創造的復興プロジェクトとして、30年度から計画的に9ヘクタールの園地を順次平場に移転する計画が検討されており、県としても積極的に支援していきたいと考えております。

7ページを御覧ください。（2）林業者への再建支援です。中段③に木材加工流通施設やしいたけ等の生産施設に対する支援状況をまとめ

ております。河川沿いの製材所における機械の水没や、しいたけハウスの倒壊の被害に対しても、最大5/6の支援を行っており、製材機械で2件、しいたけ等の関係で4件の支援を行うこととしております。

(3)を御覧ください。水産業者への支援でございます。こちらについては12月の時点で全ての復旧が完了しています。心配された「ひがた美人」の生産も順調に進んでおり、現在開設中のカキ小屋も好調に推移していると伺っております。

その下の(4)を御覧ください。県では復興支援ブースの設置など、販促の支援も行っており、直近では京都において大分フェアを実施したところです。

13ページをお開き願います。下段の2農地・農業用施設等の復旧から16ページの一番上の4その他施設の復旧にかけまして、農地・農業用施設や林道、漁港施設等の復旧についてまとめております。これらについては、現在各分野で早期復旧を目指した取組を進めております。

このうち、農地・農業用施設については、査定作業が12月下旬に終了し、現在発注作業を急いでおります。県としましては、①にありますとおり、河川の改良復旧等に伴い用地の買収等が生じるような箇所を除いた、被災農地の8割以上で今年の作付けが可能となるよう、早期発注に向けた市町村への支援や仮畦畔の設置指導等の営農対策を実施してまいります。

資料の15ページ下段をお願いいたします。

(4)災害に強い森林づくり及び(5)流木対策の推進を御覧ください。復旧とあわせて防災、減災対策も進めており、(4)のとおり河川や溪流沿いの人工林の伐採事業は10か所で、

(5)の一番下のポツにありますとおり、スリットダムの建設等にも取り組んでおります。

引き続き、台風第18号についてです。台風第18号関係の進捗状況の冊子を御覧ください。こちら2月12日付で進捗を取りまとめております。

4ページでございます。まず、Ⅱの1(1)農業者への再建支援でございます。②のうち金

融支援については現在受付中であり、三つ目の白マルの農業共済制度については、主食用米等について、全ての支払が完了しております。③の被災農家の負担軽減についてですが、こちらはみかん園等で大きな被害が生じた津久見市で件数が多くなっており、現地で御確認いただいた、モノラックなどの園内機械の復旧を急いでいるところでございます。

5ページをお願いいたします。(2)林業者への再建支援です。林業関係では、ほだ木の流出等の被害が生じており、一番下の表にありますとおり、これまでに32件の補助申請が見込まれております。また、6ページの(3)水産業者への再建支援ですが、③にありますように、アユの中間育成施設については、1月に工事が終了しており、アユの池入れも完了しております。

11ページを御覧ください。中ほどの2①の市町村による復旧事業についてです。こちらでも査定が完了し、発注作業を急いでいるところですが、本災害の被災地についても、8割以上で作付けが可能となるよう全力をあげてまいります。

後ほど、補正予算の説明でも申し上げますが、国の補正予算を受け入れ、復旧予算については確保できておりますので、関係機関が一体となって、両災害からの早期の復旧・復興を目指してまいります。

また、引き続き進捗についても適宜報告させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

浅田地域農業振興課長 委員会資料の1ページを御覧ください。水産試験研究体制等の見直し方針について御説明いたします。

資料上段の1見直し方針を御覧ください。12月の委員会でも御説明させていただきましたとおり、試験研究施設については豊後高田市の農林水産研究指導センター浅海チームに疾病診断施設を新設した上で、宇佐市安心院の内水面チームの機能を浅海チームと佐伯市上浦の水産研究部に移転します。

これにより、矢印下の囲みに記載していると

おり魚病診断や疾病対策など、高度化、多様化するニーズに、これまで以上に迅速かつ的確に、また新施設の設置により、さらに充実した研究・指導が可能となるものと考えております。

一方、さきの委員会で内水面チームの試験研究施設の新設を求める陳情が提出されましたように、一部の内水面養殖業者から心配の声があがっておりました。

そのため、2にありますとおり、見直しの効果等について、12月以降再度関係者に丁寧な説明を行ってまいりました。これを通じて、一定の御理解をいただいたものと考えております。さきに、見直し方針として正式に決定をし、1月31日に公表させていただいたところであります。

言うまでもなく、内水面漁業・養殖業の振興は本県農林水産業の重要な課題の一つであり、また、内水面漁業等は観光客への食材提供等観光振興の観点からも重要な役割を担っていただいております。このため、今回の見直しにあわせて、支援体制の強化や消費拡大への支援を行っていくことで、全体として内水面漁業等の振興にしっかりと取り組んでまいります。

3を御覧ください。今後のスケジュールです。本補正予算に水産研究施設機能移転整備事業として施設整備等の予算を計上させていただいております。具体的な整備の内容は4にお示ししておりますが、疾病診断施設の整備のほか、魚病診断の高度化に向け、微生物保存のための超低温フリーザーの整備などを行い、31年4月からは新体制での業務を開始する予定としております。

また、廃止となります内水面チームの跡地についてですが、当該施設用地は、試験研究機関用地として宇佐市から条件付で提供を受けているものであります。そのため返還時期等取扱いについて、今後宇佐市と協議してまいります。

安藤農林水産企画課長 お手元の資料2ページをお願いいたします。第53号議案平成29年度大分県一般会計補正予算案（第9号）のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。

（1）予算案の左から2列目の太枠で囲ってあ

る、29年度3月補正予算案の計（イ）を御覧ください。補正予算の額は、農林水産部関係では10億4,054万4千円の増額となっております。これは、公共事業の当初内示減などがある一方で、その下の括弧書きにあります国の補正予算を積極的に受け入れたことによるもので、災害復旧に係る予算をしっかりと確保するとともに、林業の合板工場整備や担い手による規模拡大への支援など、構造改革のさらなる加速に向けて、126億4,607万3千円を追加計上しております。

次に（2）公共事業費の概要の太枠で囲ってある一番下の計（ハ）を御覧ください。補正予算額については、国の補正予算を活用して災害復旧予算や農業農村整備事業の所要額の確保に努めたこと等により1億1,136万2千円の増補正となっております。

続いて、今回の予算案において、増減の大きな主な事業について御説明します。

3ページをお願いいたします。（3）主な補正事業の概要でございます。

まず1番、活力あふれる園芸産地整備事業2億4,608万5千円の増額でございます。

この事業では、国の補正予算を活用し、昨年12月の初出荷以来好評を博している県オリジナルいちご「ベリーツ」などの生産基盤強化に向けた大規模リース団地造成について支援いたします。

次に2番、畜産クラスター関連事業1億1,351万9千円でございます。

この事業は、肉用牛や酪農の生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター計画に基づく牛舎などの整備を支援するもので、本補正では3か所、142頭の増頭を支援いたします。

3番、林業成長産業化総合対策関連事業4億5,158万2千円です。

この事業は、人工林の伐期到来による素材生産量の増加に対応した林業・木材産業の構造改革を推進するため、玖珠工業団地に新たに立地する合板工場などの木材加工施設や林内路網の整備などを支援するものでございます。

4番、水産研究施設機能移転整備事業1億5,

213万1千円です。

これは、さきほど御説明いたしました水産試験研究施設の見直しに伴うもので、豊後高田市の浅海チーム内に新たに疾病診断施設等を整備するものです。なお、本事業に係る財源として、国の地方創生交付金の活用を予定しております。

次に5番、農業施設等復旧支援事業3億1,773万2千円の減額です。

本事業は、九州北部豪雨災害や台風第18号の被災地での経営の早期再建を図るため、生産施設の復旧支援に係る経費を9月補正にて計上していましたが、実際の執行の場面では、県を経由せず国が直接補助金を交付する事業を活用する例などもありまして、今回、生産者からの要望額を確保した上で、減額を行うものでございます。なお、農地の復旧との関係で施設復旧が翌年度以降にずれ込むといった話も伺っておりますので、今後、こういった事例につきましても、30年度以降の予算において、きめ細かに支援してまいります。

最後に6番、農業次世代人材投資事業2億4,150万4千円の減額です。

これは、新規就農を目指す研修生や就農直後の農業者に給付金を交付する事業で、当初予算では市町村の要望額をベースに事業費を確保していましたが、所要額が確定したことに伴い減額を行います。

人数や実際に就農した時期のズレ等により、給付額は減となっておりますけれども、就農支援施策の効果もあり、本年度の新規就農者数は過去最高の235人となる見込みとなっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

4ページの(4)繰越明許費補正を御覧ください。

これは、災害関連事業や国の補正予算により追加した事業など、年度内完成の見込みが困難な事業について、次年度に繰り越す際の限度額を設定させていただくものでございます。

農林水産部では、発注の平準化を図るため、昨年の第3回定例会で一部の繰越しをお認めいただいております。今回はそれに追加する形で、第

6款農林水産業費で125億1,635万4千円、第11款災害復旧費で9,242万4千円を設定させていただいております。

また、既に議決をいただいている繰越事業についても、事業の進捗状況や国の補正予算の受入れに伴い、その下の白マルにありますとおり、繰越額の変更を行っています。

次に、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。(5)債務負担行為の主な事業を御覧ください。

1番目、おおいた豊後牛流通促進対策事業4,500万円です。

県では、おおいた豊後牛の新たなリーディングブランドの創出に取り組んでおり、来年度以降開催される国民文化祭等の大型イベントはそのPRの好機です。県では、この機を逃すことなく、全共日本一を転機として、おおいた豊後牛の新たなリーディングブランドの創出に向け、全国のトレンド調査からブランドコンセプトの作成、SNS活用による情報発信、PRイベントの実施に至るまでの包括的な取組について、専門家の力を借りて実施したいと考えております。

そのため、30年度早々に、クリエイターとの委託契約が締結できるよう、その公募のための債務負担行為を設定するものでございます。

次に2番、国営大野川上流直轄事業負担金7億8,566万8千円です。これは、国が行う大蘇ダムの今年度工事費が確定したことに伴い、翌年度以降の負担金を計上するものです。

次に、3番の防災ダム事業から5番の水産生産基盤整備事業ですが、これらは、国庫債務負担行為による事業でございまして、予算は30年度当初予算に計上しておりますが、年間を通じた工事発注の平準化を図るために、債務負担行為を設定するものでございます。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

御手洗委員 委員会資料の3ページで、新規就農者は235人という見込みなんです。これは市町村も分かっているんですか。

小関新規就業・経営体支援課長 市町村から振

興局別にあがってきたベースを基に算出しておりますので、12月末時点での数字は把握しておりますけれども、現在、この会場には市町村別の数字は持ってきておりません。全体で12月末時点で191人となりまして、昨年同時期よりも11人多いというような状況になっております。したがって、235人は確保できるというような計算をしております。

御手洗委員 非常にいいことなんですけど、どうなんですか、次年度にかけても増えるという見込みはどうなんでしょうか。

小関新規就業・経営体支援課長 当然、私たちも新規就農支援に対する相談会の回数とか、いろんな給付金、県独自の給付金制度を設けておりますので、目標は毎年右肩上がりしておりますし、それ以上の数字を確保していきたいとは考えております。

近藤委員 玖珠の工業団地に木材の合板工場ができるということで、非常に期待をしているんです。この中で予算があがっておりますが、具体的にはどれくらいの支援をされるのか、その辺をちょっと分かったら教えてください。

諏訪林産振興室長 委員会資料の3ページに、全体で約44億5千万円とございますが、このうち、玖珠郡工業団地に進出を予定しております新栄合板工業ですけれども、そちらに対する施設整備につきましては、今のところ28億4千万円を予定しております。

平岩委員 先日、臼杵と津久見と佐伯に行かせていただいて、改めて本当に大変な災害だったんだなと思いました。状況を把握して、それをまた査定を受けるというので、どうしても時間がかかるんだなと改めて思いましたけれども、この農業者の再建支援のところで940件、これは九州北部豪雨の方ですけど、どちらにしても相談件数は多いんですけど、大分県の特定災害対策緊急資金を受付けしている人はいない、申請はなかったということで、それでほかの無利子の金融資金を使っているんだなと思うんですけど、農業者の方はそれでよろしかったのかなというところが1点と、それからもう1点、京都で日田梨のフェアをやったと、2月

16日から20日までですか、そのときの様子はどうだったのかというのをちょっと教えてください。

葛城団体指導・金融課長 それでは、災害に対する再建支援相談の関係についてお答えさせていただきます。例えば、今ありましたように、豪雨災害のときには、農業者で940件の相談がございました。これは小さな相談から資金の借入れまで、とにかく再建に関するものという形で捉えておりますので、件数は非常に多くなっております。また、大分県の特定災害対策緊急資金ということで、これは県が、市町村と一緒に利子補給する場合に農業者に無利子で貸し付けるというものでございます。これも発動しましたが、農家の相談の中、例えば、940件の中でも資金にたどり着かずに対策がとれたもの、あるいは国の資金を——国も無利子制度をこの災害に対応して創設し、発動しておりますので、これを利用していくものと。それぞれの農家の経営の状況、あるいは資金の用途等によりまして、一番有利なもの、償還の期間、あるいは金額の範囲等を検討いたしまして、それぞれふさわしいものを選択しまして、豪雨のときには8件、それから台風災害のときにはまだ資金の借入れ希望はあがっていないということでございます。ただ、現在もこの資金として、これからの新しい作付け等で必要になれば、そこに対応するよう振興局と連携して、農家の支援ができるようにやってまいりたいと思っております。件数は多いですけども、資金の発動は少ないというのは、さきほど申し上げたような状況でございます。

後藤おおいたブランド推進課長 京都でのフェアの概要について御説明を申し上げたいと思います。資料に書いてありますとおり、16日から20日までの間、おおいたフェアを開催いたしました。その中で特に17日には京都市場に安東副知事に行ってくださいまして、市場でのトップセールスと、この京都桂川という大きいモールですけども、年4回しか他の県のフェアをいたしません。その中の一つとしておおいたフェアという形で、観光と移住と一緒になっ

たフェアで、被災地にも観光客を呼び込むといったような大分全体をあげたフェア等を開催させていただきました。売上げ目標は800万円ぐらいだったんですけども、それに近い計画達成ができたというような状況であります。

羽野委員 委員会資料3ページの補正予算概要の事業名欄の2と3で、対象箇所が2か所とか1か所とかありますが、対象の場所を教えてください。3の合板は玖珠というのはいましたので、それ以外についてお願いします。

近藤畜産課長 2の畜産クラスター関連事業でございます。

まず、肉用牛2か所となっておりますけれども、これは宇佐市で2か所でございます。それから酪農につきましては、日田市で1か所でございます。

諏訪林産振興室長 続きまして3の林業のところについてでございます。真ん中の乾燥機等の整備でございますけれども、一つが中津市の製材工場で、乾燥機などの設備を3件です。

あともう一件が、中津市にございます原木市場が流通施設を他の市町村で作る計画がございます。そこに入れる機械について1件ということで、合計4件でございます。

戸高副委員長 さっきの平岩委員の金融支援の関係なんですけど、これは国の制度を利用して8件ということですけども、申込みに対する貸付率というのは、これはどのぐらいになっているんですかね、100%なのか。

葛城団体指導・金融課長 農家の方から借入れ希望がありまして、御相談に乗ったというのが8件になりまして、それを全て対象にしてございます。

志村委員 九州北部豪雨と台風第18号、それぞれ県だけの災害の実数ですよ、市町村は入っていないですよ。いつもそうなんですけれども、市町村がこれにまたプラスあるわけですよ。これを、全体的な災害を知ろうとするという意味では、いずれの機関かにやっぱり市町村と県とのそれぞれ合作したのを提出してもらおうと、災害の規模も理解しやすいんじゃないかと思うのが一つと、市町村によっては、災害に

対する支援の仕方というのが、それぞれ市町村の財政事情もあるんだけど、やばらばらなこともあるのかなと。

それと今回、臼杵市辺りの農業予算は、災害に係るものでは40万円以下については同等に市が独自で支援するというふうなことです。こういうことは、やっぱり同じ県下ですから、県とよく連絡を取りながら、調整をしながら早くそういう対応をするということも大事なんじゃないかなと思っております。それが一つですね。

もう一つは、災害査定が12月までかかっていると、これは大変なやっぱり努力をされたと思うんでありますけれども、査定の在り方が、これは土木もそうなんですけど、少し県に委託できるような、規模によってはですね。国がやらなくてはいけないところ、あるいは県で十分できるところという、すみ分けしながらやれば、そんなにかからずに査定ができるんじゃないかなという思いもしているので、これは土木も含めて、国の災害査定の在り方についての協議を始めてほしいと思っております。特に農については、やっぱり植付けの期間というのが待たなしですから、そこを考えると、特に農は大事なんじゃないかなと思っておりますので、その2点を要請しながら、お考えがあればちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

中島農林水産部長 県と市に分で、市の分が入っていないんじゃないかと。なるべく基本は市が中心になって農林水産業の場合は事業をやっていくということなので、分かる限りの額は入れてございますけれども、今委員御指摘にあったように、ところどころそういったように市の独自事業で抜け落ちているところがあるというところで、それはまた私ども課題とさせていただければと思っています。それから、査定作業がなかなか厳しいということにつきましては、災害直後の段階から振興局が中心になって直接市に入る、あるいは現地に入る、そういった指導あるいは助言を行って、それで足りない場合はしっかりと人を派遣をして、例えば1週間、2週間単位でもうどっぷり市町村に派遣をして、そういった査定作業が遅れないような形で人的

支援もやっております。また、市町村もいろいろ個別事情がございますので、災害に慣れている、慣れていないと、こういったところもございますので、そういったところを見ながら、しっかり現場に寄り添った対応を今後ともしていきたいと思っております。

志村委員 査定なんかは特にコンサル事業、県内一円ですとあるんで、非常に厳しい人材でやっているのが事実であります。査定前の準備の仕事も大変今人材不足ということも言われておりますので、そこも一応考えてもらいたいのの一つと、さっき言いましたように査定を、国の決定を見ないとできないということではなくて、災害現場全部に入らせていただいて丁寧にやっていたらいいものかと承知しているんですが、災害に決定するときの決定権を少し県にも移譲できたらどうかという思いがあるので、そこはどうかということなんです。

東光農村基盤整備課長 災害査定に係る御質問でございますけれども、これは国の災害査定を受けて決定していただくもので、今現在そういうふうにはなっておりません。それを県にという御要望でございます。県としましては、年内に災害査定を終える必要があるということで、国がやっているのが災害査定の特例化ということなんです。写真を簡素化したり、それから申請の書類を簡素化して、今回もそれを活用して何とか台風第18号も年内に査定を終えたというところでございます。

今の委員の要望につきましては、また国に要請というか、協議をしてまいりたいと考えております。

中島農林水産部長 補足でございます。簡素化の話なんですけど、簡素化は国が待っていたらやってくれるというわけじゃなくて、現場の状況を見て、市町村の意見を聞いて、県からこういった簡素化をやってくれ、これはできないか、あれはできないかといったことを国にお願いして簡素化が進んできたということです。こういったところは引き続きやってまいりたいと思います。

あともう1点、コンサルの話がございました。

確かに、今回これだけの大規模な災害になると、なかなか県内のコンサルだけでは足りないという状況もございます。他県への要請も含めて、県内のコンサルに対しても私どもしっかりと要請をしてまいりましたけれども、やっぱりなかなか県外からは大分県の単価は安いんじゃないかと、そういったような御指摘もあって、今回はなかなか間に合いませんでした。今後に向けてはそういった単価の面での歩掛等についてもしっかりと見合ったものをとというような気持ちでやっておりますので、そういったところは御理解をいただければと思っております。

御手洗委員 先月21日ですが、常任委員会で視察に行きました。さきほどお話がありましたように、臼杵の乙見ダム、あそこに竹がかなり入っている状況を見たんですが、その後の進捗状況というのはどうなっていますか。

東光農村基盤整備課長 乙見ダムの流竹木撤去の件でございます。当初は水を全部落として、重機を入れて撤去する予定だったんですが、どうしても堆積土が乾かなくて入れないということで、現在水を少しためて、そして台船を浮かべて、それで流木を寄せて重機で取ろうということです。工期が3月末の予定だったんですが、5月末までで終える計画にしております。

御手洗委員 かなりのものがダムにたまってますので、その辺は早急にしないと次の段階が出てきますので、5月の末に終わるわけですか。

東光農村基盤整備課長 5月末で全て撤去するように今計画をしております。

濱田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 異議がないようでありますので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計補正予算に係る三つの議案を

まとめて審査いたします。

第58号議案から第60号議案まで、一括して執行部の説明を求めます。

葛城団体指導・金融課長 農林水産委員会資料の5ページを御覧ください。

第58号議案平成29年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正では、左の太枠で囲ってある、29年度3月補正予算案にありますように、貸付勘定において、1億5,913万円の増額を、業務勘定において238万6千円の減額を計上しております。

これは、右の主な増減理由の欄にありますとおり、林業・木材産業改善資金において、前年度の未使用額が確定したことに伴い、繰越金を貸付け原資として予算計上したことや、木材産業等高度化推進資金の貸付け実績が見込みを下回ったこと等によるものです。

続きまして、資料中段を御覧ください。第59号議案平成29年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正では、太枠で囲ってある29年度3月補正予算案にありますように、貸付勘定において3億7,051万3千円の増額を、業務勘定において115万7千円の減額を計上しています。

これは、沿岸漁業改善資金において、前年度の未使用額が確定したことに伴い、繰越金を貸付け原資として予算計上したことなどに伴うものです。

森迫森林整備室長 続きまして、その下の第60号議案平成29年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

太枠で囲ってある、29年度3月補正予算案にありますように、県営林事業費4,637万9千円の減額でございます。

主な内訳ですが、第1項県営林事業費は第1目伐採事業費において、5,128万8千円の補正減を計上しております。これは、伐採時期

を次年度以降に変更したいとの森林所有者からの申出などにより、伐採による財産収入が見込みを下回ったことに伴い、森林所有者への精算金である県営林の分収交付金が減少したこと等によるものです。

次に第2項県民有林事業費ですが、こちらについては第1目伐採事業費において、森林所有者との処分協議が進み、伐採による財産収入が見込みを上回ったことにより県民有林の分収交付金が増加したこと等に伴い、889万円の補正増を計上しております。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 質疑もないようですので、これより採決いたします。

まず、第58号議案平成29年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第59号議案平成29年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案平成29年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第1号）について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案平成29年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

安藤農林水産企画課長 資料の6ページを御覧

ください。第65号議案平成29年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、御説明いたします。

これは、先ほど御説明させていただきました補正予算の受入れに伴いまして、農林水産関係建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担いただくものでございまして、土地改良法の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

今回の議決の対象となる事業は8番目の防災ダム事業で、市町村の負担割合は表の矢印右側にお示ししております。当該事業は、当初予算において既に市町村負担の議決をいただいておりますけれども、今回の補正に伴い追加で実施する事業箇所の負担率が当初予算における負担率と異なることから、追加で議案計上しているものでございます。

なお、追加の率につきましても、法の規定に基づき、前もって関係市町村から同意をいただいております。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に諸般の報告に入ります。

③の報告からお願いいたします。

安藤農林水産企画課長 資料の7ページをお願いいたします。

農林水産部の組織改正の概要について御説明申し上げます。農林水産部では30年度に向けて、室から課への改組等、主に四つの組織の見直しを行います。

資料の中ほど、園芸振興室を御覧ください。

水田政策の見直しが進む中、高収益作物への

転換促進や園芸品目のさらなる生産拡大が急務となっております。このため、来年度から園芸振興室を園芸振興課に改称するとともに、水田の畑地化や労働力確保など戦略的かつ横断的な施策を推進する園芸企画班とICTを活用した生産性向上等、生産基盤の強化に取り組む野菜班、果樹・花き特用班の三つの班に再編、強化してまいります。

この他、農地活用・集落営農課の水田政策班の水田活用推進班へ改称し、豊肥振興局大野川上流開発事業事務所の班の分割等を行います。

濱田委員長 ただいまの報告について、御質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 質疑がないようでありますので、次に④から⑦までの報告をお願いいたします。

浅田地域農業振興課長 資料の8ページを御覧ください。現在検討中であります大分県みかん園検査条例の改正案について御説明いたします。

上段黒枠にありますとおり、大分県みかん園検査条例は、ミカンバエのまん延を防止し、みかん生産の助長に寄与することを目的として、昭和26年に制定したものです。

この害虫は果実内部に幼虫が寄生することから、被害果実が流通し消費者の目に触れた場合、県産みかん全体のイメージダウンにつながる恐れがあります。このため本県では、温州みかん及び小みかんを栽培している果樹園における害虫の発生状況を把握するための検査の実施や、発生園での防除措置に関する事項等について本条例で定め、関係者が一体となって被害の低減に努めてきたところであります。

その下段左、改正検討の背景を御覧ください。近年、ミカンバエの被害が温州みかんや小みかん以外のかんきつ類でも確認されています。また、発生の8割を出荷を目的としない園や、未収穫園が占めておりまして、生産者の努力だけでは発生の抑制が困難な状況となっております。

これを受けて、検討中の改正案の概要を矢印右側に示しております。検討案では、温州みかん、小みかんに加えて他のかんきつ類も対象にすることや、出荷を目的としない園等について

も検査及び防除措置を講じることができるようにすることを検討しております。

また、検査等を拒否した場合の罰則につきましては、現行条例では刑法による行政刑罰としていましたけれども、こちらについては反社会性が弱く刑法によらない秩序罰の適用が妥当ではないかと考えており、軽減する形での改正を検討しております。

最後にスケジュールでありますけれども、広く県民の皆様の協力が必要な案件でございますので、本日御議論いただいた後に、パブリックコメントの実施を予定しております。それらの意見を踏まえた条例の改正案については、第2回定例会で御提案できればと考えております。

吉野審議監兼森との共生推進室長 資料の9ページを御覧ください。

県民の森は、大分市郊外と豊後大野市にまたがる総面積4,475ヘクタールの森林公園で、県民の健康な生活の確保と森林に対する理解の醸成を目的に設置しております。サイクリングコースやキャンプ場など自然とふれあえる場の提供を行っており、近年では家族連れの利用も多く、入園者数は年間20万人程度で推移しています。

そうした中、自然志向や健康志向の高まりを背景に、近年森林を活用したレクリエーション施設に注目が集まっており、九州でも森林環境を生かしたウォーキングコースやアスレチック施設の整備が進んでいます。

そこで県では、資料の左下図面の中ほどの赤で着色した県民の森サイクリングセンター近隣の未利用地約1.5ヘクタールを民間に貸し付け、3の活用方針にありますとおり、県民ニーズを取り入れた場の提供、健康寿命日本一の達成に向けた身体を動かす機会の提供を行うこととしました。また、その手法については、公募型プロポーザル方式により広く事業提案を募り、貸付先で施設整備・運営を行わせたいと考えております。

最後に今後のスケジュールですけれども、本日の説明後、3月末を目途にHP等を通じた公募を行い、4月には審査委員会を開催し、貸付

先を決定したいと考えております。

影平水産振興課長 資料の10ページを御覧ください。クロマグロの漁獲可能量制度の開始について説明いたします。

資料の1にありますとおり、我が国ではマイワシやサンマなど重要な7魚種について、過剰な漁獲を防止するため法律に基づき、国が魚種ごとに年間の漁獲量の上限、すなわち漁獲可能量を設定し、全国から毎月報告される漁獲量を集計して管理を行う漁獲可能量制度が運用されております。

本県では、マアジ、マイワシ、サバ類について、法律に基づいて制定された県規則により、関係漁業者に漁獲量の報告を義務付け、漁獲量を管理しております。

こうした中、2にありますとおり太平洋のクロマグロの減少が国際的課題になっており、日本でもクロマグロの漁獲可能量制度が試行的に運用されているところですが、30キログラム未満の小型魚が沿岸で多く漁獲されており、漁獲量の上限を超過する事態が生じています。

なお、本県のクロマグロの漁獲は非常に少なく、保戸島のマグロ延縄等でまれに漁獲される程度ですが、マグロ養殖業では県内外で漁獲される小型のクロマグロを養殖用種苗として利用しております。

国は、3にありますようにクロマグロの資源管理を強化するため、昨年政令を改正し、今年の1月から遠洋・沖合漁業でクロマグロの漁獲可能量制度を開始しており、沿岸漁業でも7月から開始される予定となっております。このため、本県でも漁獲量の報告に係る規則を4にありますとおり、クロマグロについて追加する内容に改正する必要があります。

今後は、5にありますとおり現在実施しているパブリックコメントなどを踏まえ、4月以降改正の事務手続を進め、7月から制度を開始する予定となっております。

なお、下段太枠にお示しましたが、県内でクロマグロを漁獲する漁業者は、既に漁協を通じて漁獲量を報告していることから、制度開始に伴い漁業者に新たな負担が生じることはござ

いません。

岡田漁業管理課長 資料の11ページを御覧ください。

マリンカルチャーセンターの利用休止について、御報告いたします。

まず、1現状の(1)あり方の見直しについてです。当センターは施設が老朽化し、利用者数が大きく減少する中、当施設が県南地域のさらなる活性化に資するよう、企画振興部において平成29年2月24日から3か月間、施設の売却・貸付けを前提として民間事業者から利活用策の公募を実施しましたが、応募者はなく平成30年度以降の方針決定に至っておりません。

また、(2)暫定措置にありますとおり、センターは現在、指定期間を30年3月31日までの1年間とした指定管理を行っています。これは、見直し決定時に既に受け付けていた学校等からの予約への対応や、公募に応じた民間事業者の準備期間の確保のための措置であります。

次に、2今後の対応ですが、(1)2次公募とありますとおり、現在、企画振興部にて再度公募の実施に向けた検討を進めています。今回は、応募につながるように民間事業者への施設紹介等を強化しており、状況を見ながら募集開始時期等を決定することとしております。

今後は、公募の提案内容を踏まえて当センターの在り方を検討していくことから、(2)にありますとおり平成30年4月1日から当分の間、当センターの利用を休止いたします。なお、利用休止の間は建物の警備や電気設備の保守点検などの必要な維持管理を行い、新たな利活用に備えたいと考えております。

濱田委員長 ただいまの報告の④から⑦までについて、質疑がありましたらお願いいたします。

平岩委員 最後のマリンカルチャーセンターなんですけど、私も何度か利用させていただいて、とにかく広いと。でも、そんなに不自由は感じずにはやってきたんですけど、やっぱり大変大きなお荷物になってしまっているんだなとも感じました。

県内の高校でオリエンテーションのときにあそこを使われるところ結構多いんですね。去年

も高専が使っていましたが、そういうところが、これからあそこが使えなくなったらど行くのかなと思ったりしながら今聞いていました。とりあえずそこを教えてください。

岡田漁業管理課長 学校関係については、教育庁の方が所管しておりますけど、県内においては、マリンカルチャーセンターのほかに九重青少年の家とか香々地の青少年の家とか、ほかにこのような社会教育施設はございますので、そちらの方を利用することになるかと思えます。

平岩委員 湯布院を潰すときに随分反対したんですけど、「いや、マリンカルチャーがあります。それから九重があります。そして香々地があります」というふうに随分言われたんですけど。そしたらマリンカルチャーがこんなふうになってしまって、今とても残念だなというふうに思っています。

マンボウが来ていましたよね。マンボウをプールに入れて随分お客さんも来ていたので、それもやらなくなるということでもいいんですか。

岡田漁業管理課長 マンボウについては、春頃から見学ということでやっておりますし、特に5月にはマンボウフェスタということで非常ににぎわっておったんですけど、実はマンボウを飼育するプールが、床がちょっと巻き上がるような形で老朽化しておりますし、それと今年の台風の影響で取水口とか取水のポンプですね、これが不具合を生じておりますので、マンボウを飼育することは不可能ということに現在なっております。

御手洗委員 最後の利用休止のところなんですけど、これは休止というのはよく分かりましたが、要はいつでも使えるような状態で維持管理をするということなんですか。

岡田漁業管理課長 利用休止で、最低限の維持管理はしていこうということで、実は今これを現状の指定管理制度で継続していくには、最低限の維持補修の経費でも5億円から9億円程度が見込まれておりますので、なかなか対応は難しいかなというふうに考えております。

御手洗委員 最低限というのは、いつでも使用ができる状態になるのに5億円から9億円とい

うことなんですか。ちょっとそのところもつと詳しく。

岡田漁業管理課長 いつでもと言うか、現在外観はかなり良好な状況なんですけど、実は、実際の水回り関係、これが築後25年間たっており老朽化も進んでおりますので、相当な修繕費用がかかるというふうに思っております。

村井農林水産部理事兼審議監 補足をさせていただきます。おっしゃるように、施設については電気設備とか、給排水設備とか、あるいは電話、電気等々ございます。こういったものについて、一応今の状態で維持できるように最低限の維持をします。それとあわせて警備等々をやっていくということでございます。

今5億円、9億円と申し上げましたのは、内装ができてからもう大きく年数がたっておりますので、本来は修繕をしていかなきゃいけない施設が多々あります。管や何かも順次補修していかないと、今後ずっと使うことは難しいというところがございますので、そういったことをしっかり修繕すれば、5億円から9億円程度は掛かるだろうというのが今の状況でございます。

御手洗委員 この委員会で随分と報告もあつて議論もしてきた中で、指定管理をというところで話が随分出たんですよね。けど、難しいんじゃないかと言いながら努力をするという、結果的にはこういう状態の報告を今受けているわけで、もう維持管理をしても、そのところの判断が必要だろうというふうに思うんですよね。

要するに、電気も切るか、水道もメーターの前で止めるか、そういう判断をどこかでしないと、1年たってもまた同じような経費がいるというふうな状況です。今まで頑張ったんですから、今から頑張つてそういうような状況があればいいけど、あの状態を、私地元でよく分かりますから、新たな管理者ができるというようなことは、ちょっと難しいのではないかなと思うんですが、部長、いかがですかね。

中島農林水産部長 1次公募をして、なかなか上がらなかったというところを含めても、今委員がおっしゃったように、なかなか難しいのは確かだと思っています。

ただ、一方で、もう御案内のとおり高速道路も通り、県内には他のところのないような魅力、食の魅力もあり、自然の魅力もありと、そういったいいものもございます。そういったところも含めて、県としては今後の活用については、ここは民間に活用いただこうと、今のところそういうふうと考えておまして、2次公募に向けて、まずはこの応募につながるように民間業者の掘り起こし、魅力のPRといったことが今一番大事なんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

濱田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかにないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

このほか全般的に何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、これで農林水産部の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔農林水産部退室〕

濱田委員長 この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。